

埼玉県教育委員会訓令第一号

訓令

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400



	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第四の表中

57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
61
61
61
62
62
63

を

56
57
57
57
57
58
58

58
58
59
59
59
59
60
60
61

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50

51

に改める。

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の

101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第三条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県

教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けていた給料月額」を「受けていた給料月額に百分の百一・

五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。」に改める。

附則第八項中「基づく給料月額」の下に「（給与規程別表第一の備考の規定を適用しない額とする。」を加える。

## 附 則

### （施行期日等）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項及び附則第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

### （給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### （経過措置）

4 平成三十一年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

5 この訓令の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

### （補則）

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。